

えるぼし・くるみん取得支援助成金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、えるぼし・くるみん取得支援助成金等（以下「助成金等」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、職場における男女共同参画の推進のため、女性の活躍推進、出産・育児支援等に積極的に取り組む事業者を支援することを目的とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定に基づく認定（以下「えるぼし認定」という。）又は次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第13条の規定に基づく認定（以下「くるみん認定」という。）を取得するに当たっての経費、これらの取得後の広報に関する経費等に対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金等を交付するものとする。

(助成対象者)

第3条 助成金等の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福島県次世代育成支援企業認証を取得していること。
- (2) 「えるぼし認定」又は「くるみん認定」を取得していること。ただし、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第4条第1項第3号の規定に基づく「トライくるみん認定」を除く。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- (対象経費、助成金等の額等)

第4条 助成金等の交付対象となる経費及び助成金等の額は次のとおりとする。

- (1) 「えるぼし認定」又は「くるみん認定」の取得前の専門家派遣費については、認定取得前の社会保険労務士等の専門家の相談・支援に係る経費であって、助成対象経費の4分の3以内とし、専門家派遣1回につき上限は1万5千円とする。また、派遣回数は最大5回までとし、「えるぼし認定」又は「くるみん認定」を取得前1年以内にかかった経費とする。
- (2) 「えるぼし認定」又は「くるみん認定」の取得後の広報費については、広告掲載、企業案内のパンフレット作成及び配布、名刺やHP作成などの経費であって、助成対象経費の4分の3以内とし、上限は10万円とする。また、広報費については、認定取得後1年以内にかかった経費とする。
- (3) 「えるぼし認定」又は「くるみん認定」の取得に対する奨励金については、認定取得に対して支給するもので、その額は50万円とする。この場合において、当該奨励金の交付の申請期間は認定された日から1年以内とする。

(申請及び実績報告)

第5条 助成金等の交付を受けようとする対象事業者は、当該年度の3月10日までに、えるぼし・くるみん取得支援助成金等交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。なお、対象事業者が行うことのできる申請は、1回限りとする。

- (1) えるぼし・くるみん取得支援助成金等請求額内訳（様式第2号）
- (2) 事業実績を確認できる資料（様式第1号別紙参照）
- (3) 経費の支出を確認できる領収書等の写し等
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請等があったときは、当該申請等に係る内容を審査し、また必要に応じて現地調査を行い、助成金等交付の可否について、えるぼし・くるみん取得支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（交付）

第8条 知事は第6条の交付決定を行ったときは、速やかに助成金等を支払うものとする。

（助成金の交付決定の取り消し及び返還）

第9条 知事は、助成金等の交付を受けた事業主が、虚偽その他不正な手段により助成金等の交付を受けたときは、えるぼし・くるみん取得支援助成金等交付決定取消通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消すものとし、既に交付した助成金がある場合は、えるぼし・くるみん取得支援助成金等返還命令書（様式第5号）により返還させるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

3 知事は、第1項に基づく取消しを行い、補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金等の返還）

第10条 助成金等の交付を受けた者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、えるぼし・くるみん取得支援助成金返還命令書（様式第5号）により当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（関係書類の整備）

第11条 助成金等の交付を受けた事業主は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第6条の通知を受けた日から、5年間保存しなければならない。

（所掌）

第12条 この要綱に関する事務は、商工労働部商工労働総室雇用労政課において所掌する。

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。